

岩手県教育委員会告示第5号

岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第5条第1項の規定により、岩手県指定有形文化財の指定（平成18年岩手県教育委員会告示第7号）で指定した岩手県指定有形文化財のうち吉田家住宅（土蔵、味噌蔵及び納屋（長屋）に限る。）の指定を解除し、次のように改める。

平成30年12月7日

岩手県教育委員会

教育長 高橋 嘉行

指定番号	種別	名称	員数	所有者
有第230号	建造物	旧吉田家住宅主屋	1棟	陸前高田市